

## 時短・お手軽水産加工品開発支援事業補助金 Q&A

問1. 申請に関する注意点を教えてください。

(答) 申請書類の作成及び提出等、申請に係る経費は申請者の負担となります。

- ・提出された書類は返却しませんので、必要に応じて申請書類の写しを保管しておいてください。
- ・申請書と必要な添付書類がそろい、内容に不備がないことを確認した時点で、申請書の正式受領となります。
- ・申請書類の不備等がある場合は、電話等で問い合わせをさせていただくことがありますので、申請内容を説明できる申請者の方が対応してください。
- ・選定の必要に応じ、募集要項に記載のない書類の提出や説明を求めることがあります。
- ・選定の結果、交付決定されないことや申請額から減額して交付決定することがあります。
- ・追加書類の提出期限を過ぎた場合や申請内容の確認にご回答いただけない場合等は、申請を辞退したものとみなします。

問2. 開発する水産加工品は、岡山県産水産物以外が含まれていてもよいか。

(答) 岡山県産水産物を使用していれば、他産地の水産物を含んでいても本補助事業の対象にはなりますが、県産水産物の使用割合は、審査委員会での審査項目の一つとなっています。

問3. 開発する水産加工品は、家庭向け又はお土産向け商品に限定されているか。

(答) 本補助事業では、家庭向け又はお土産向けの調理時間の短縮や手軽に調理できる水産加工品の開発支援を目的にしておりますが、この趣旨に沿った商品であれば、他の場面で利用されることは妨げません。事業計画書に、開発予定の水産加工品について、時短等につながる特徴をしっかりと記載してください。

【開発が想定される商品例】

- ・電子レンジで調理可能な冷凍殻付カキのパック
- ・お弁当や鍋料理で使えるゲタミンチボール
- ・クロダイの身をほぐした鯛めしの素
- ・スズキの揚げるだけコロコロフライ
- ・お家居酒屋用！簡単ハモの梅肉和えレトルトパック
- ・お土産用桃風味の味付け海苔 など

問4. 開発する水産加工品は、既存商品の改良も対象となるか。

(答) 既に販売している商品をもとに、味付けや容量、パッケージ等を家庭向け又はお土産向けに作り変える場合も補助事業の対象となります。

問5. 補助対象となる水産加工品は、1商品だけか。

(答) 複数の水産加工品を開発する場合も対象となりますが、補助金は、1企業50万円が上限となっています。

問6. 県外の企業に加工を委託する場合は、補助対象となるか。

(答) 県内に所在する水産加工業者等が補助対象事業者となりますが、補助事業者が加工を県外の企業に委託する際の委託費用も補助対象となります。

問7. 漁業者が自ら加工品を開発する場合は補助対象となるか。

(答) 漁業者が自ら生産する水産物のみを原料として水産加工品を開発する場合は、補助対象となりませんが、他の県産水産物を原材料として使用する場合は補助対象となります。

問8. 補助対象となる費用のうち、専門家によるコンサルティングは必須か。

(答) 各事業主体の持つ商品開発のノウハウや能力に応じて、補助対象となる費用のうち必要な項目のみを実施することも可能です。

【参考：補助対象となる費用】

- (1) 専門家によるコンサルティング費用
- (2) 試作品の作成費用(原材料費、加工等委託費を含む。)、商品パッケージ等作成費用(委託費用を含む。)
- (3) マーケティング費用(消費者アンケート、テスト販売費用等)

問9. マーケティング費用とは具体的にどのような費用か。

(答) 例えば、以下のような費用が対象となります。

- ・新たに開発する商品のコンセプトや加工方法を検討するために実施する、消費者アンケート調査に係る費用
- ・既存の商品をお土産用等に改良する際に内容量やデザイン等を検討するために実施する、消費者アンケート調査に係る費用
- ・試作品の味付けや内容量、デザイン等を決定するために実施する、テスト販売に係る費用

問10. 1商品の開発に向けて、複数の試作品を作成してもよいか。

(答) 開発の過程で味や数量等について必要最小限の範囲で、複数の試作品を作成することもできます。

問11. 商品パッケージやラベルは、複数作成してもよいか。

(答) 商品パッケージやラベルは、試作品作成の段階でイメージを複数作成することが可能ですが、版や型の作成について、1商品1点となります。

なお、本格販売に向けて必要となるパッケージやラベルの印刷費用は補助対象となりません。

問12. 商品PRのためのチラシ等の印刷費用は、補助対象となるか。

(答) 商品PRのためのチラシ等のデザイン作成費用は補助対象となりますが、本格的な販売に向けて必要となる印刷費用は補助対象となりません。

問 13. 開発した商品には、「岡山県産」の明記が必要か。

(答) 開発された商品のパッケージ、ラベル等に県産水産物を使用していることを明記する必要がありますが、その表示については岡山県産水産物を使用していることが消費者等に伝われば、「岡山県産」以外の表示でも構いません。

問 14. 補助事業はいつまでに完了する必要があるか。

(答) 令和3年1月末日までに、発注、納入、検収、支払等のすべての手続きが完了している必要があります。また、遅くとも令和3年2月15日までに試作品（又は試作品の画像）とともに実績報告書を提出する必要があります。

なお、万一、補助期間内に事業が完了しないことが想定される場合には、事前にご相談ください。

問 15. 申請書に添付する見積書は、1者でよいか。

(答) コンサルティング、試作品の作成、商品パッケージ及びラベルの作成、消費者アンケートやテスト販売等のマーケティングなどを外部に委託する場合等は、税込み単価10万円以上となる場合は、業者選定の妥当性を証明できるよう原則として2者以上から同一条件による見積を取ることが必要です。

ただし、性質上2者以上から見積を取ることが困難な場合は、該当する企業等を随意の契約先とすることができます。その場合、該当企業等を随意契約の対象とする理由書（業者選定理由書）が必要となります。

問 16. 単価10万円未満のものが複数あり、合計で10万円を超える場合の見積は1者でよいか。

(答) 2者以上の見積書が必要となります。

問 17. 定款の写しの原本証明とは、どういったものか。

(答) 原本を提出することができない書類について、その写しを提出する場合、確実に原本の写しであることを申請者名義で証明していただくものです。

表紙や最終ページの余白に、「当企業の現行定款に相違ありません」と、日付、代表者職、氏名を記入し、代表者印を押してください。証明日は、申請日から6ヶ月以内です。

問 18. 現金払いのものは補助対象となるか。

(答) 補助対象となるのは、銀行振込による支払いのみとなります。現金払いやクレジットカードによる支払い等は対象外となります。

問 19. 実績報告で精算額が増額となった場合は、補助金は増額となるのか。

(答) 交付決定額が、補助金の上限額となります。なお、精算額が減額となった場合には、改めて補助金額を算出し、補助金額の確定を行います。

問 20. 補助金を概算払いしてもらえないのか。

(答) 補助事業が完了し、補助金の全体額が確定した後の精算払いとなります。

補助事業者から発注業者等へ代金を支払った後に実績に応じて補助金が支払われますので、補助事業の実施に当たっては、資金計画など十分な検討を行ってください。